
1 食糧管理関係業務の合理化方策

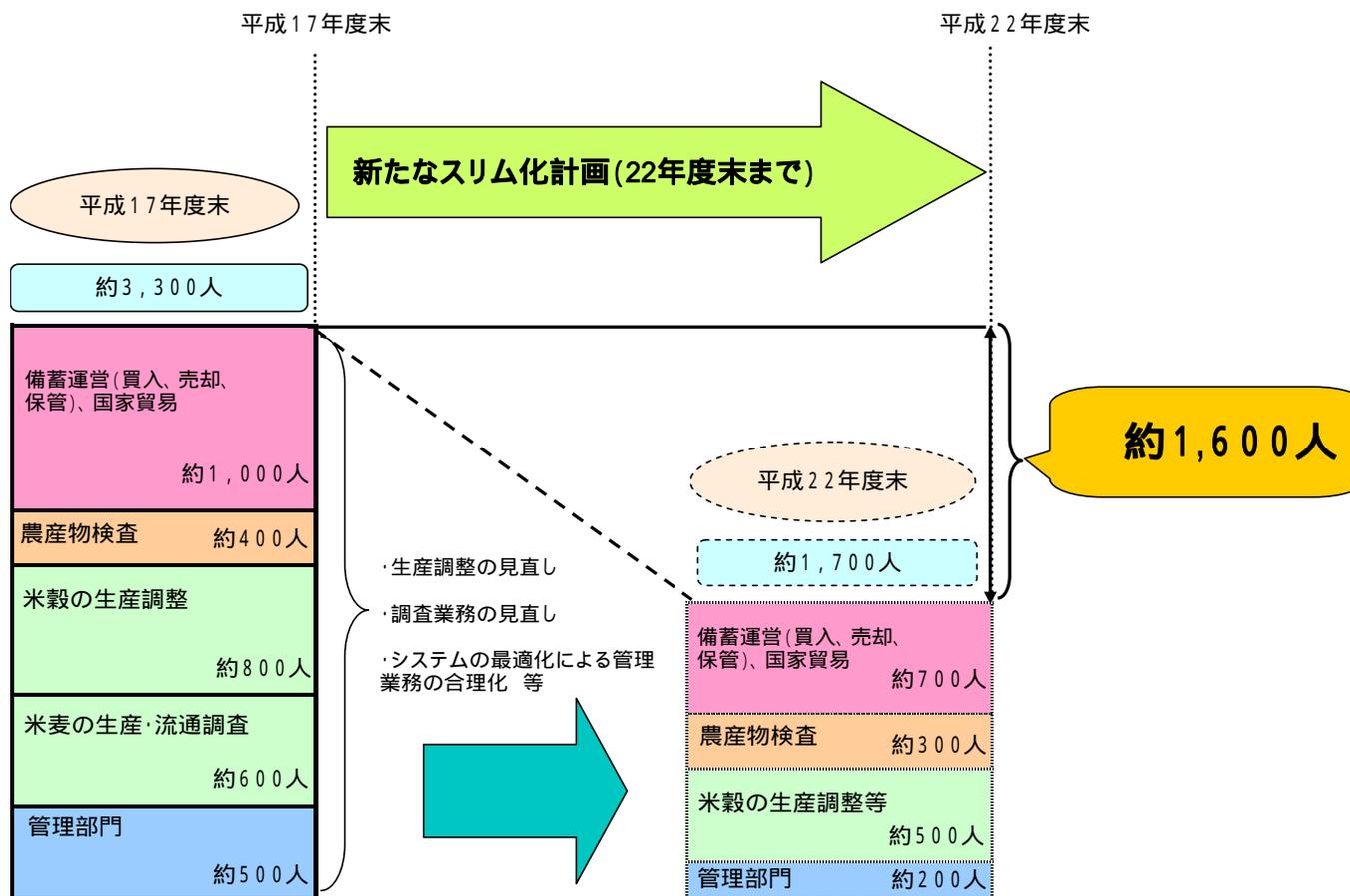
平成 1 8 年 4 月 2 1 日

農林水産省

1 米麦の食糧管理業務の抜本的な見直し

米麦の管理等を行う食糧管理業務については、米政策改革の具体化の状況及び有識者会議の「中間取りまとめ」を踏まえ、業務を抜本的に見直す。

この業務見直しに合わせて定員の合理化を行い、平成17年度末定員約3,300人から約1,700人（約1,600人：48%）への純減を行う。



2 業務見直しの具体的内容

「中間取りまとめ」の指摘事項に対する今後の対応方向

(1) 主要食糧の備蓄運営等の抜本的な合理化

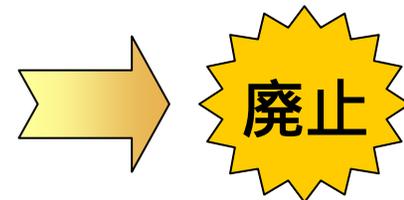
備蓄運営に係る保管、物流、輸出入等の業務については、既に大部分を民間委託しており、国の役割は、備蓄運営等に係る企画・立案、会計法等による売買等に伴う事務などの必要最低限の業務に限定しているが、更にIT化等により、事務の手續等に係る現行システムを平成20年度に最適化し、重複業務の廃止等を行い、一層の業務運営の合理化を進める。

農産物検査の実施については、平成18年度から完全に民間へ移行するが、民間検査の精度向上・定着状況を踏まえ、国の関与を縮減する。

	17年度末		22年度末	
備蓄運営等	約1,000人	➡	約700人	(30%)
農産物検査	約 400人		約300人	(25%)

備蓄運営等に係るIT化による合理化内容

- ・ 主要食糧の倉庫への入出庫、運送等の日報作成
- ・ 地方組織から本省への報告
(受払実績報告、売却実績報告、売却計画日報、
現在高報告、保管料等報告)



(2) 米穀の生産調整、米麦の生産・流通調査の抜本的な見直し

米穀の生産調整については、米政策改革に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムへ移行することを目指しているが、農業者団体等への需給調整システム移行後も、国は、

生産調整方針の認定

過剰米対策としての集荷円滑化対策、産地づくり対策及び稲作所得基盤確保対策の助成事業

農業者団体等が主体的に需給調整を行うための需給見通し等に関する情報提供、助言指導を行うことが必要。

調査業務については、米の生産・流通・消費に係る調査業務を抜本的に見直し、米の需給見通し策定等に必要不可欠な情報収集に限定するとともに、生産調整業務の一環として行うことにより合理化する。

	17年度末		22年度末
米穀の生産調整	約800人	➡	米穀の生産調整等 約500人
米麦の生産・流通調査	約600人		(64%)

米麦の生産・流通調査の見直し内容

・米の出荷等に関する基本調査(217万農家を対象に悉皆調査を実施)

・外食事業者等に対する米の仕入動向等調査(528業者を対象)

・生産者の米穀現在高等調査(8,310農家を対象)

・米の消費動向等調査(8,290世帯を対象)

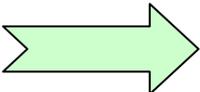
廃止

民間委託

職員調査を郵送調査に変更

(3) 管理部門の合理化

管理部門については、一昨年に閣議決定された「今後の行政改革の方針」により、府省共通システムの構築に伴い、同システムへの移行及びそれに伴う業務改革を行い、内部管理業務に係る定員も大幅な純減を行う。

	17年度末		22年度末
<u>管理部門</u>	約500人		約200人 (<u>60%</u>)

IT化による合理化内容

